

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成22年3月18日（木）

午前10時から午前11時55分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 議事

- (1) 会長の選任について
- (2) 都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書について
- (3) その他

4 出席者

(1) 委員

井上委員、岡村委員、岡本委員、北田委員、清水委員、芹沢委員、
武田委員、田中委員、谷村委員、成瀬(治)委員（会長）、朴委員、
長谷川委員、廣畠委員、松尾委員、柳澤委員、山澤委員

（以上16名）

(2) 事務局（愛知県）

（環境部）藤井部長、山本技監

（環境活動推進課）伊藤課長、伊藤主幹、伊藤主任主査、高橋主任、
関本技師、服部技師

（大気環境課）杉谷技師、木佐技師、森技師

（水地盤環境課）吉田主任

（自然環境課）小川主任

（資源循環推進課）近藤主任

(3) 都市計画決定権者（愛知県）

（都市計画課）津坂主任主査、山田主査

5 傍聴人等

傍聴人6名、報道関係者なし

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 会長の選任について

- ・ 会長について、岡村委員から推挙があり、成瀬(治)委員が互選により選出された。
- ・ 会長代理について、成瀬会長から芹沢委員が指名された。

イ 都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、井上委員と岡村委員を指名した。
- ・ 都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書について、別紙1のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料2(都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書)及び資料3(都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書に対する意見の概要)について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【松尾委員】 休憩所の供用に伴う水質汚濁等について、調査、予測及び評価を行うこととしているが、方法書には休憩所の位置について示されていないため、調査すべき地点等について評価することができない。

【事務局】 現時点では、この道路が有料か無料か決まっておらず、休憩所を設置するかどうかにも決まっていない。

排水について、下水道に接続する場合は調査等を行わないが、公共用水域に放流する場合は適切に評価することとなる。

調査地点等については、方法書に係る住民等の意見に対する見解とともに、準備書の段階で整理されることとなる。

【岡本委員】 休憩所の数、位置、規模により景観予測地点数が変わると思うが、休憩所の計画が決まった段階で予測地点の位置や数は変更可能なのか。

【事務局】 景観については、既存の眺望点からの景観が本事業によりどのように変化するかを調査、予測及び評価するとされているものである。なお、新たに設置する休憩所から見た

景観を予測することは現時点では予定されていない。

【朴 委 員】 この方法書に対する意見概要（資料 3）を見ると、6 通 87 項目とのことである。P I も実施しており、この方法書も 1 ヶ月間縦覧しているのにも関わらず 6 通とは少ないように感じる。住民への周知方法や閲覧方法も含め、事務局はどう考えているのか。

【事 務 局】 住民等が高い関心をもたれた事業のように多くの意見が出された事例もあるが、意見がなかった事例もある。6 通が一概には多い少ないは判断できない。なお、意見の中には内容が重複するものがあり、これらを都市計画決定権者がまとめたところ 87 に分類されたものである。

P I は平成 19 年から行われており、地域への情報提供や住民の意見を聴く機会は多く設けられていたと思う。

【朴 委 員】 方法書の縦覧は 1 ヶ月間に 4 か所でされていたそうだが、これとは別に、電子的縦覧はされたのか。

【事 務 局】 環境影響評価法においては、電子的縦覧までは義務付けられておらず、本方法書については電子縦覧はされていない。なお、現在、国において、環境影響評価法に電子縦覧の義務付けを追加することが検討されている。

【朴 委 員】 都市計画法に基づく公聴会が 3 月 20 日に開催されるそうだが、周知方法について教えてほしい。

【事 務 局】 市の広報誌、県の公報、ホームページで周知が図られている。

【長谷川委員】 東海市の西知多産業道路の脇には、立派な緑地帯があり、緑のネットワークが形成されていると思うが、本事業によってこの緑地帯はどうなるのか。

【都市計画決定権者】 西知多産業道路の西側には、臨海鉄道やパイプラインが通っており、物理的に西側への拡幅は難しいと考えられる。したがって、西側の緑地帯がなくなることは考えにくい。

東側については、バイパスの分岐箇所付近は、現在の緑地帯を一部伐採することにならざるを得ないと思うが、今後具体的な計画を決めていく中でできる限り緑地を保全するような計画を検討していきたいと考えている。

【岡村委員】 パンフレットに現在の産業道路の写真があり、緩衝緑地帯が立派に育っている様子が分かるが、方法書 4 - 5 3 ペ

ージの現存植生図は昭和 56 年のものであるため、この緩衝緑地帯が反映されておらず、古すぎるのではないか。

また、西側の緩衝緑地帯は残すというアピールが必要なのではないか。

【事務局】 詳細計画については未定であるが、できる限り緑地帯を残す事業計画を立案するよう、事業者伝えていく。

【長谷川委員】 愛知県はCOP10を控え、知多半島をモデル地域として生態系ネットワークの保全を打ち出している。これからの事業は、環境に配慮した事業から一歩進めて、環境に貢献できる事業であるべきと思うが、どのように考えているのか。

また、南部区間については、水田とため池の多い環境であるが、本事業に伴い、どのようにネットワークを創出していくことを考えているのか。

【事務局】 愛知県ではご指摘のとおりCOP10を控えている。道路により動物の移動が妨げられることが極力ないように、審査会でのご意見を踏まえて、環境に配慮した事業計画となるよう事業者にも意見を言っていきたい。

【長谷川委員】 配慮ではなく貢献となるようお願いする。

【清水委員】 方法書の4-23ページにはため池が図示されているが、今あるため池をつぶさない計画にしてほしい。また、新設区間について、新たに植樹帯をつくることなどを検討してほしい。

【武田委員】 COP10もあり、愛知県は生態系ネットワークに関する構想を策定している。方法書にこの地域が生態系ネットワーク上でどんな位置づけになっているかが記載されていないので、準備書・評価書での記載を検討してほしい。

【芹沢委員】 道路の脇に緑地をつくることについて、景観上は意味があると思うが、動物の生息空間としてどの程度意味があるかは疑問を感じる。人工的に緑地をつくることが、逆に環境負荷を増大させてしまうかもしれない。生態系ネットワークづくりとは別のものとなる。そういった考えもあることは理解しておいていただきたい。

また、植生図が古すぎることについて意見があったが、環境省において新しい植生図を作成しているが公表されて

いないためである。近々、新しい植生図が公表される見込みである。

【成瀬会長】 様々な意見があると思うが、これから設置される部会での議論も含めて、審査会として一つの意見としてまとめていくことが必要になるので、よろしくお願ひしたい。

【松尾委員】 今後の部会において、路面排水の処理方法、水質調査の3地点の選定理由、地元市が実施している既存の水質観測地点の位置及び測定頻度について確認されたい。

【事務局】 ご指摘の点については、部会で説明する。

- ・ 都市計画道路 西知多道路 環境影響評価方法書環境影響評価方法書について審査させるため、成瀬会長の指名により、別紙2のとおり西知多道路部会を設置した。

イ その他

- ・ 今後の西知多道路部会の審査スケジュールについて事務局から説明があった。

(3) 閉会